

一般住宅と認定長期優良住宅に係る税制措置

	一般住宅					認定長期優良住宅				
所得税 *1 (住宅ローン減税)	居住 開始年	控除対象 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	居住 開始年	控除対象 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額
	H25.1 ～ H26.3	2000万円	1.0%	10 年間	200万円	H25.1 ～ H26.3	3000万円	1.0%	10 年間	300万円
H26.4 ～ H33.12	4000万円	400万円			H26.4 ～ H33.12	5000万円	500万円			
所得税 *2 (投資型減税)	—					標準的な性能強化費用相当額 (H26.3までは上限500万円、 H26.4からは上限650万円) の10%相当額を、その年の所得税 額から控除 *3				
登録免許税	税率の軽減 ①保存登記 <u>1.5/1000</u> ②移転登記 <u>3.0/1000</u>					税率の軽減 ①保存登記 <u>1.0/1000</u> ②移転登記 戸建て <u>2.0/1000</u> マンション <u>1.0/1000</u>				
不動産取得税	課税標準から <u>1200万円</u> 控除					課税標準から <u>1300万円</u> 控除				
固定資産税	【一戸建て】 1～ <u>3</u> 年目 1/2 軽減 【マンション】 1～ <u>5</u> 年目 1/2 軽減					【一戸建て】 1～ <u>5</u> 年目 1/2 軽減 【マンション】 1～ <u>7</u> 年目 1/2 軽減				

*1 控除額が所得税額を上回る場合は翌年度の個人住民税額から控除 (H26.3までは最高9.75万円、H26.4からは最高13.65万円)

*2 控除額がその年の所得税額を超える場合は、翌年分の所得税額から控除

*3 H26.4からは減税額の算定基礎となる㎡単価 (かかり増し費用) を引上げ

(注) 認定長期優良住宅に係る所得税の特例は、*1と*2の選択制

住宅取得の契約を税率引き上げ時 (H26.4.1) の6ヶ月前 (H25.9.30)までに締結し、H26.4.1以降に引渡しを受ける場合、
 H26.4.1以降の新税率及び税制特例が適用される。